

諮問番号：諮問第1号（平成29年4月27日諮問）

答申番号：答申第1号（平成29年9月13日答申）

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年1月27日に提起した審査請求に係る鹿児島市長による平成28年10月25日付補装具費支給却下処分は取り消されるべきであり、審査庁の審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成28年9月1日付けで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の規定に基づき、鹿児島市長（以下「処分庁」という。）に対し、電動車椅子に係る補装具費支給申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、平成28年10月25日付けで、「使用場所である養護学校校舎内は、校舎の構造・教師のサポート体制から介助型車椅子で対応が可能であり、電動車いすがないことが日常生活及び教育に支障をきたしていると認められません。」という理由により、本件申請を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）の決定をし、審査請求人に対し、その旨を記載した通知書（以下「却下決定通知書」という。）を送付した。
- 3 審査請求人は、平成29年1月27日、本件処分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を本件審査請求の審査庁である鹿児島市長（以下「審査庁」という。）に対し、行った。
- 4 審査庁は、平成29年4月27日、「本件審査請求は棄却すべきである。」として、鹿児島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問をした。

第3 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員の判断及び審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

本件申請の対象者（審査請求人の子。以下「対象者」という。）は、アテトーゼ型脳性麻痺のため自走式車椅子を自ら操作することができず、移動をするためには介助者に頼らなければならないところ、電動車椅子の操作をすることは可能であり、電動車椅子であれば本人の意思で移動ができ、そうすることで自信をつけ、経験を積むことになり、自立へ向けた発達を促すことができる。このことは、厚生労働省の定める補装具費支給事務取扱指針の「第1 基本的事項」の「1 補装具費支給の目的について」に記載された「将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること」にあたる。電動車椅子の支

給がなければ、本人の「将来社会人として独立自活するための素地」の芽を摘むことになる。

2 処分庁の主張

- (1) 障害者総合支援法第76条第1項に基づく補装具費の支給決定については、広範な裁量が認められている。
- (2) 電動車椅子の補装具費支給決定に際しては、厚生労働省の定める「補装具費支給事務取扱指針」及び「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を基準に行っているが、同指針において市町村は、補装具費の支給に当たり「身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする」とされ、同要領では、電動車椅子支給対象者が「重度の下肢機能障害者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者」に限られているところ、本件申請の対象者は養護学校内での使用を前提としており、養護学校校舎内は校舎の構造、教師のサポート体制等から介助型車椅子で対応が可能であり、その環境を考慮すると「電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者」に該当しない。

3 審理員の判断

(1) 補装具費支給決定における行政庁の裁量

ア 障害者総合支援法第76条第1項は、補装具費の支給要件につき、「当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき」と規定するのみで、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度につき何ら具体的な基準を置いておらず、それを補足するような政令も定められていない。「補装具費支給事務取扱指針」及び「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」は、地方自治法（昭和22年第67号）第245条の4に基づく技術的助言でしかなく、法的拘束力を有しない。

このような障害者総合支援法の規定状況に照らすと、同法は、障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。

したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと（この点において「補装具費支給事務取扱指針」及び「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」が考慮要素についての目安となる）等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となるというべきである。

イ 本件処分の適法性

補装具費支給申請の際に審査請求人に対してなされた聞き取りにおいて、審査請求人が使用目的を「室内での日常生活」とし、住宅改造の状況を「改造予定がない」と回答していること、処分庁が、却下決定通知書及び弁明書において、使用場所を養護学校のみであることを却下の理由としているにもかかわらず、この点について審査請

求書や反論書による反論がないこと等からすれば、審査請求人は、電動車椅子を養護学校やその周辺でのみ使用することを予定して、補装具費支給申請をしたものと認めるのが妥当であるし、却下決定通知書に記載されているとおり、養護学校のみでの使用を前提とした場合、校舎の構造や教師のサポート体制があつて介助型車椅子での対応が可能であることは明らかであり、現に、今まで介助型車椅子によって養護学校内での生活がなされているという事実がある。

「使用場所である養護学校校舎内は、校舎の構造・教師のサポート体制から介助型車椅子で対応可能であり、電動車椅子がないことが日常生活及び教育に支障をきたしている」と認められない」とした処分庁の判断は、養護学校のみでの使用を前提としているという事情を、「電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者に該当しない」と当てはめた点に誤りはあるものの、結論として、当該事情により「補装具費の購入又は修理を必要とする者」に該当しないとしたことについては誤りがなく、その他に裁量を逸脱したと認められる事情も無い。したがって、本件処分に違法性は認められない。

(2) 本件処分の妥当性

審査請求人は明示していないが、電動車椅子の教育上の効果を理由に、本件処分は違法ではないとしても、不当であるとの主張をすることも考えうる。しかしながら、教育上の効果が科学的に認められるのであれば、電動車椅子の有用性は認められるものの、それは、生活するための補装具の必要性ではなく、教育用具としての有用性でしかない。それがあつたことのみをもって、適法な行政処分が不当であると認めることはできない。

(3) 以上のとおりであるから、本件処分に違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきであると考えらる。

第4 審査会の判断等

1 審査会の調査審議の経過は、以下のとおりである。

- (1) 平成29年 4月27日 審査庁からの諮問を受けた。
- (2) 平成29年 5月31日 諮問の審議を行った。
- (3) 平成29年 6月30日 諮問の審議を行った（審査庁から意見を聴取した。）。
- (4) 平成29年 7月10日 行政不服審査法第74条に基づく調査を審査請求人及びその妻に対して行った。
- (5) 平成29年 7月31日 諮問の審議を行った。
- (6) 平成29年 8月24日 答申案の審議を行った。

2 審理員の審理手続について

審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は、以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成29年2月27日、本件審査請求を担当する審理員として、鹿児島市総務局総務部総務課の職員を指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成29年2月28日付けで、処分庁に対し、弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成29年3月2日付けで、弁明書を提出した。

ウ 審理員は、平成29年3月3日付けで、弁明書を審査請求人に送付した。

エ 審査請求人からは、定められた期限（平成29年3月31日）までに弁明書に対する反論書等は提出されなかった。

オ 審理員は、平成29年4月10日付けで、審査庁に対し、審理意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続には、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

3 本件処分の適法性について

(1) 判断の枠組み

障害者総合支援法は、障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解され、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである（審理員意見書同旨）。

(2) 本件処分について

処分庁は、「対象者が、養護学校校舎内のみの使用を目的としていること」及び「当該校舎内は、校舎の構造、教師のサポート体制等から介助型車椅子で対応が可能であること」という事実を前提として、「補装具費の購入又は修理を必要とする者」（障害者総合支援法第76条第1項）に該当しないとして本件処分を行っており、「対象者が、養護学校校舎内のみの使用を目的としていること」については、決定について判断の基礎となる重要な事実であるところ、それを明確に記載している記録等はないことから、この点について検討する。

ア まず、審査会が、平成29年7月10日に行った行政不服審査法第74条に基づく審査請求人及びその妻に対する聞き取り調査では、本件申請の時点において、操作に慣れるまでの間は学校で使用し、慣れてきたら路線バスに乗って通学することを想定していたこと、電動車椅子調査書(1)の「住宅改造の状況」欄の回答項目の「3 改造予定がない。」に該当する丸印が記載されているが、これは今後引っ越しを考えており、現在住んでいる自宅での改造予定がないという意味で説明したこと、介助型車椅子から電動車椅子に切り替えるに当たり自宅における特別の改造は不要であること等の回答をしている。

イ 上記アを前提として本件申請時に聞き取りを行い職員が作成した電動車椅子調査書(1)をみると、「使用目的」欄の回答項目の「1 室内での日常生活」に該当する丸印が記載されているが、ここでいう「室内」とは、学校のみ限定している趣旨には読みとれず、自宅あるいは、対象者の日常生活の場である自宅及び学校の両者を指しているものと解するのが相当である。

また、医師が作成した電動車いす処方意見書の所見欄には、「自分の足として、学校、生活の場で使用する予定である」と書かれており、学校での使用に限定する意図は読み取れない。

ウ 上記ア及びイの事実からすれば、本件申請時に聞き取りを行った職員作成の聞き取り結果のメモの中の「使用場所を…将来的には徐々に範囲を広げていきたいと考えている。」と記載されているその発言の趣旨は、対象者が電動車椅子の操作に慣れるまでの比較的短期間の間に限っては学校内での使用とするが、操作に慣れ次第、通学をも含めた学校外での日常生活全般でも使用することを予定していたものであったといえる。

以上の点に鑑みれば、対象者が養護学校校舎内のみの使用を目的としているという事実には、重要な誤認があるといえる。

したがって、本件処分は、対象者の電動車椅子の使用場所という重要な事実を誤認したことにより、対象者は、本来、「補装具費の購入又は修理を必要とする者」に該当する者であるにもかかわらず、これに該当しないという判断をしたものであり、上記事実誤認に基づく判断は、裁量権の逸脱濫用として違法な処分であると認められる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、審査庁の本件審査請求を棄却すべきとした諮問に係る判断も妥当とはいえない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。